

大間町新庁舎建設基本計画

平成28年8月

青森県 大間町

目 次

第1章 庁舎の現状と建設の必要性	1
第2章 新庁舎の基本理念及び基本方針	2
第3章 新庁舎建設計画	4

第1章 庁舎の現状と建設の必要性

1. 現状

現庁舎は昭和5年6月大奥村役場として現在地に新築され、その後時代の環境変化や社会変化に対応して幾度の増改築を行い現在に至っている。

本庁舎は、昭和58年5月の日本海中部地震により、建物に甚大な被害を受け補強工事等の改修が実施されている。改修後は軽易な維持補修を施しながら現在に至るまで使用している。また、本庁舎は狭隘のため、旧むつ土木事務所を譲り受け役場分室として執務を行っており、本庁舎（電算室含む）及び分室を合わせた建物面積は約1,390㎡となっている。

2. 建設の必要性

経年経過と共に庁舎の老朽化が進み、維持管理の限界に帰しており、さらには耐震診断を実施していないものの、耐震性の不足は明らかであり大規模災害時での防災拠点として、その役割に不安を抱えている状況である。

また、現在は本庁舎及び分室、更には教育委員会教育課並びに車庫等が離れた位置にあることから、利便性に欠け執務の効率も良くないことから新庁舎建設が望まれている。

3. 課題

最大の課題は財源確保であるが、厳しい財政状況下において庁舎建設基金の充実は望めない見込みであることから、過去に策定された庁舎建設計画を全面的に見直し、事業費の抑制を図る必要がある。財政面においても建設費に係る単年度の歳出額を低減できるよう、全体的な建設方法の見直しを図ることが重要となる。また、防災無線の更新が計画されていることから、新庁舎に防災無線システムを設置できるよう、建設スケジュールを考慮することも課題となっている。

第2章 新庁舎の基本理念及び基本方針

1. 基本理念

新庁舎は、行政サービスの拠点として利便性に優れ、長期的な観点から行政需要に対応でき、効率的に行政運営が行える場とし、多くの町民にとって利用しやすい庁舎とすることが望まれます。

また、災害時には防災拠点となることから庁舎機能が継続でき、かつ情報収集及び情報発信の役割を担う庁舎となることが重要です。このことから、新庁舎の目指す姿を以下のとおりとします。

- (1) 町民サービスの向上が図られ、利用しやすい庁舎
- (2) 円滑な行政運営ができ、効率的・経済的な庁舎
- (3) 防災拠点としての機能を有し、安全・安心な庁舎

2. 基本方針

基本理念に基づき、以下の点を重点項目とした新庁舎建設を行う。

① 町民サービスの優れた庁舎

利便性向上のため、窓口機能の集約化を図るとともに、開かれた窓口を目指します。また、誰にでもわかりやすく、利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた庁舎とする。

② 事務効率の向上、高度情報化に対応した庁舎

庁舎機能を集約するとともに、フレキシブルな執務空間形成及び高度情報機器に対応したフリーアクセスフロアの検討を図り、事務効率の向上と省エネ化を目指す

③ 多様な行政運営に対応した庁舎

利用人数や目的に応じて、柔軟に対応できる会議室をバランスよく配置し、可能な限り多様なニーズに配慮する。

④ 防災拠点として継続的に活動できる庁舎

災害発生時にも行政機能を維持できるように、建物自体の耐震性などの対策に加え、自家発電システムなどのバックアップ機能の強化を図り、町民の安全を守る役割を果たせる庁舎とする。

また、災害対策本部としての機能を発揮できるように、防災システム等と会議室の配置を考慮する。

⑤ 効率性・経済性を重視した庁舎

効率性・経済性を重視して建設費用の削減に努めるとともに、維持管理などライフサイクルコストを考慮した建物の機能・構造・デザインとする。

第3章 新庁舎建設計画

1. 建設位置

新庁舎の建設位置については、平成21年7月大間町公共施設配置策定特別委員会において決定された、大間町大字大間字奥戸下道の町有地とする。

2. 建設規模

新庁舎の延床面積は、総務省の「地方債事業の標準面積算定基準」を基にし算定する。

区分	内 訳				面積 (㎡)
	役 職	職員数⑦	換算率⑧	基準面積⑨	⑦×⑧×⑨
①事務室	特別職	3人	12.0	4.5 ㎡/人	162.0
	課長級	12人	2.5		135.0
	補佐・係長級	38人	1.8		307.8
	一般職員等	66人	1.0		297.0
	職員数等 119人				小計
②倉庫	①の13%				117.2
③会議室・その他*2	7㎡×職員数				833.0
④玄関・廊下等*3	(①+②+③) × 40%				740.8
⑤議場等	35㎡×議員数				350.0
合計	①+②+③+④+⑤				2942.8

*1 職員数は大間町定数条例を基本とした。

*2 その他とはトイレ・洗面所・その他諸室を含む。

*3 廊下等とは広間・階段等の交通部分を含む。

上記算定基準面積により庁舎規模は、3,000㎡ 程度とする。

3. 新庁舎の構造

新庁舎の構造については、耐震性を確保しつつも事業費を抑制することが可能な、鉄骨造とする。

4. 新庁舎の建設手法

新庁舎の建設手法については、民間のノウハウを有効活用でき、従来方法と比較して建設コストの縮減が図られ、事務の効率化、事業期間の短縮化が図れることから、設計・施工後、事業期間中において本施設の維持管理（一部）を実施する方式（リース方式）とする。

5. 設計・施工業者の選定方法

設計・施工業者の創意工夫を十分に生かした契約を締結でき、さらに、価格のみの競争ではなく、技術提案書等の価格以外の要素を評価し、最も当町が求める理念に合致した者を落札者とする「プロポーザル方式」とする。